

議員提出議案第5号

狭山市議会政務活動費の特例に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様

提出者	狭山市議会議員	太田博希
賛成者	同	三浦和也
	同	福田正
	同	高橋ブラクソン久美子
	同	広山清志
	同	田中寿夫
	同	西塚和音
	同	土方隆司
	同	内藤光雄
	同	笹本英輔
	同	金子広和
	同	千葉良秋
	同	齋藤誠
	同	綿貫伸子
	同	衣川千代子
	同	大沢えみ子
	同	猪股嘉直
	同	中村正義
	同	大島政教
	同	新良守克
	同	田村秀二

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による令和3年度の財政事情に鑑み、政務活動費を減額するため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会政務活動費の特例に関する条例

令和3年10月から令和4年3月までの月分の政務活動費については、狭山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の規定にかかわらず交付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。